

令和6年第11回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和6年8月15日 午後3時開会
午後4時25分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満	委員 小濱 守安	委員 比嘉 佳代
委員 大城 進	委員 宮城 光秀	委員 辻上 弘子

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監 田代 寛幸	教育指導統括監 崎間 恒哉
参事 諸見 友重	参事 宮城 肇
総務課長 平田 直樹	学校人事課長 池原 勝利
学校人事課県立学校人事管理監 山城 芳則	学校人事課小中学校人事管理監 城間 優
働き方改革推進課長 上江洲 寿	県立学校教育課長 屋良 淳
義務教育課学力向上推進室長 上原 正人	義務教育課義務教育指導班長 松田庄一郎
義務教育課義務教育指導班指導主事 前原 大知	保健体育課長 金城 正樹
文化財課文化財班長 神里 武弥	

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第1号、議案第2号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和6年第10回議事録の承認

全会一致で、令和6年第10回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が大城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 令和6年第2回沖縄県議会（6月定例会）における質問等概要報告

【説明（総務課長）】

令和6年第2回沖縄県議会（6月定例会）における質問等概要について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○小濱委員：はじめに、26番のメンタルヘルス関係について、多くの教職員が休職を度々繰り返しています。休職した教職員を、復帰のため十分に休ませ、手厚く対応することは理解しますが、残る職員が、休職した職員の分の仕事をサポートしながら自分の仕事を行い、力を振り絞る状況は、働き方としてうまくいかないと思います。残る職員のケア、サポートのために、マンパワーが必要であり、そこが足りないと、残る職員が疲弊し、悪循環から抜けられないと考えます。職員が辛い思いをしていることを大学生や若い職員が見ています。是非、残る職員をサポートするための体制等を考えていただきたいです。既に多くの工夫をされていることや、人を増やすことが大変であることを承知しておりますが、少しでも先に進めることをしていただきたいと思います。

次に、30番のスクールソーシャルワーカー関係について、今年の1月に内定したにも関わらず3月29日に予算が確保できないため内定を取り消したと報道がありました。スクールソーシャルワーカーは、学校の現場で重要な役割を果たし、不登校の子ども達の対応にも関わっています。経験を積んだ方の突然の内定取消は適切ではないと思いますが、その後は対応等しているのでしょうか。

○義務教育課義務教育指導班長：32名のスクールソーシャルワーカーを雇用する準備を整え、20名を雇用し、新規の12名は予算が付かず雇用できませんでした。この12名の内5名については、7月19日時点で市町村に支援員として雇用されていると伺っています。他の方については、把握していません。

○小濱委員：スクールソーシャルワーカーは、不登校の子ども達だけではなく、いじめを受けた子ども達との関わりでも活躍できる人材だと思いますので、十分な人数を確保していただきたいです。

○比嘉委員：32番の不登校児童生徒の出席の取扱い等について、学校内での校内自立支援や適応指導教室の件はよく聞きますが、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていて、学校外の施設において相談・指導が十分受けられる場合、出席扱いをする旨の文科省からの通達を踏まえて、県内の具体的な事例があれば可能な分でお聞きします。また、23番の教員の正規率改善策等について、正規率が低い要因として初任者研修制度により採用者数に制限がかかるという答弁が毎回ありますが、この初任者研修の概要と、制度の変更が可能かをお聞きします。

○義務教育課義務教育指導班長：32番の不登校児童生徒の出席の取扱い等について、答弁でも申し上げた通り、文部科学省の通知において、保護者と学校との十分な連携・協力関係が保たれていれば、出席扱いを可能としています。事例として、適応指導教室や校内自立支援室を全部出席扱い、在宅している不登校の子ども達がタブレット等を使って学校とやり取りを行い出席扱い、民間施設に通っていて出席扱いする等の報告があります。調査の取りまとめ中のため、詳細までは把握していませんが、学校、保護者、子ども、教育委員会が出席の取扱い等を話し合い、最終的には学校が判断をします。

○比嘉委員：民間施設とは、児童のデイサービスとかフリースクール等を指しますか。

○義務教育課義務教育指導班長：はい、そうです。

○義務教育課学力向上推進室長：まず、初任者研修について、教育公務員特例法第23条の規定により、任命権者に実施の義務を課した法定研修であり、新任教諭に対して1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、あらゆる知見を習得させることを目的としています。つぎに、研修制度の変更について、小中学校の初任者研修の内容や研修時間等は、国の方針を基に関係各課と連携しながら、初任者の実態や経験を考慮した上で負担軽減の視点を踏まえて弾力的に見直しています。初任者研修は、初任者の教員だけではなく、初任者指導にかかる指導教員等も配置しており、校内の指導体制を整理した上で行っています。今後も国や他都道府県の動向も注視しながら研究してまいりたいと考えています。

○比嘉委員：指導教員は、資格や条件等が必要なのでしょうか。

○義務教育課学力向上推進室長：いいえ、資格等は必要ありません。校長が適任であると判断した同僚である先輩教師が指導教員となります。

○大城委員：27番の教職員の働き方改革に資する学校環境改善の具体的対策について、答弁をお読みいただき、その中から関連する内容をご教示願います。よろしく願います。

○働き方改革推進課長：答弁を読み上げます。学校環境改善の具体的対策について、県教育委員会では昨年実施した業務改善に関するアンケート結果等を踏まえて、人材の確保、教育DXの推進、業務の役割分担・適正化を柱とする取組目標として「私たちのピース・リスト2023」を策定し、推進しているところであります。また、昨年7月に、沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置し、市長村教育委員会やPTAなどの関係団体と意見交換等を行っています。さらに今年の3月に策定した「みんなの学校！ピースフル・プラン」と題した働き方改革推進計画では、働きやすさ、働き甲斐、心身の健康に関する3つの成果指標と数値目標を設定しており、その目標達成に向けて働き方改革のメンタルヘルス対策を一体的に推進して参ります。以上です。

- 大城委員：答弁にある心身の健康に関する成果指標等に関する令和5年度の取組状況と、沖縄県公立学校における働き方改革推進本部の令和6年度の取組方針の概要について質問します。まず、80時間以上の長時間勤務者数の割合を、小、中、高校、特別支援学校ごとにお聞きします。なお、令和4年度の各校種結果については承知しております。
- 働き方改革推進課長：令和5年度の公立学校の校種別の80時間以上の勤務者に関しては、教職員1万5千人程度、また、41市町村からのデータを、集約、精査の最終段階です。完成後に報告並びに公表をしたいと考えております。
- 大城委員：今後の早い時期に公表が行われることを期待します。次に、沖縄県公立学校における働き方改革推進本部活動についてお聞きします。本庁全課や教育事務所の組織メンバーで、令和6年度の取組方針の確認等がなされたと思われませんが、その活動状況の概要をご教示願います。
- 働き方改革推進課長：昨年度に設置された沖縄県公立学校働き方改革推進本部について、今年度は6月7日に第1回の会議を開催し、具体的な取組の方向性や方針等について確認しました。今年の3月に策定し市町村を含め共有したリストの具体的な取組に関しては、令和6年度から8年度までの3年間で着実に推進を図るとしています。リストには具体的な取組が50項目あり、そのうち38項目が、今、市町村教育委員会、県教育委員会が主に進める取組です。38項目を互いに関連する項目ごとにグルーピングし、6つの重点事項として、「1. メンタルヘルス対策の推進」、「2. 部活動による教職員の負担軽減」、「3. 教育DXの着実な推進」、「4. 学校問題解決支援体制の構築」、「5. 学校、家庭、地域との連携分担」、「6. 教育の質の向上を図る環境整備」に整理をしました。重点項目ごとに、ワーキンググループを立ちあげて、関係課を横断的に連携して進められるように、今も推進しています。
- 大城委員：令和6年度は、3年にわたる教員の働き方改革集中取組期間の初年度ですが、この関心期に全庁体制で取り組み、3軸・6視点にかかる設定目標値を早い段階から最大化実現の観点、また、令和5年度を重要な基準年度とすることから、情報共有化の視点で質問しました。委員として、答弁された本学校環境改善対策を計画的、組織的に着実に推し進め、教職員のウェルビーイングの高まりと、子ども達へのより良い教育への展開に繋げていただくことを期待します。併せて教職を志す優れた人材の確保に繋がることを願っています。よろしくお願ひします。
- 宮城委員：26番のメンタルヘルスについて、保健スタッフの学校訪問による相談対応、管理職支援の強化、新たにICTを活用した教職員の相談窓口の設置などの新たな取組等の概要と利用状況に関して教えてください。
- 働き方改革推進課長：昨年度、働き方改革推進課が設置され、メンタルヘルス対策に取り組むに当たり、一般的に早期発見・早期対応が非常に重要とされていることを踏まえて、

県立学校と働き方改革推進課の保健スタッフとの連携を強化する必要があると考え、年度初めに管理者への研修等により情報発信等を行ってきました。連携のひとつとして、学校訪問があり、保健スタッフが学校へ訪問し、管理職と状況確認、相談や不調の職員との面談を行うこともあります。実績として、令和4年度は15件、令和5年度は45件と令和4年度の3倍です。次に、ICTを活用した取組として、保健スタッフの相談窓口へアクセスできるQRコードが掲載された健康相談ホットラインのカードを、県立学校の全職員へ配布し、個人のスマートフォンでQRコードから予約することを可能にしました。また、昨年度末から継続して、全県立学校の教職員の業務用個人パソコンの画面上に保健スタッフへの相談予約をワンクリックで行うためのタブを設定しており、メンタルヘルスの不調を早期発見し、早期対応に繋げられるように相談しやすい体制の整備に努めています。実績としては、保健スタッフの相談対応件数が、令和4年度は593件、令和5年度は1,099件。1.85倍ほどです。年度途中からの取組ですが、効果実績等は少しずつ出てきています。ただし、最終的には不調者、休職者を減少させることが目的ですので、そこに至るまでこれからも地道な取組を継続していく必要があると考えております。以上です。

○宮城委員：相談しやすい体制づくりに取り組んだ成果が出てきているという印象を持ちました。つぎに、7番の学校給食費無償化について、スケジュール並びに答弁以降の決定事項等があれば併せてお聞かせいただければと思います。

○保健体育課長：6月中旬から下旬にかけて、圏域ごとに市町村教育委員会に対して説明会を開催し、県の取組方針の説明や意見交換を行い、その後、必要のある11市町村へ個別にヒアリングしています。また、現在詳細な制度設計の検討を進めています。9月上旬に第2回の市町村説明会を予定しており、市町村の要望額と調査等を行い、予算要求、来年1月までに交付要綱を策定し、2月上旬を目途に市町村への説明会を開催、来年2月の県議会で予算の議決を得て、令和7年4月から実施できるように取り組めます。なお、8月6日に知事を筆頭に崎間統括監も同行し、自見沖縄担当大臣及び盛山文部科学大臣へ国による支援を要請したところです。そして、沖縄選出の国会議員数名にも県の給食費無償化の取組状況を説明し、国からの更なる支援を要望しました。

○宮城委員：19番の教員未配置の状況と過去3年間の推移について、少しずつ効果が出ていると見受けられますが、効果的だった施策と年度途中の欠員数を見越した年度当初の配置が可能であるか教えてください。

○学校人事課長：これまでの取組状況を御説明します。教員の未配置について、県内において、ペーパーティーチャーセミナーや教職の説明会等を実施しています。県外において、移住相談会へ参加、各大学へ訪問し県内の状況等を説明しています。結果として、令和4年度、5年度の合算で県内セミナーに参加したうち102名が臨時的任用職員として任用されています。また、県外から、令和6年度当初に127名の方が新たに任用等されていますので、引き続き取り組みたいと考えているところでございます。次に先行配置について、国の加配定数を活用して、小中学校の産休等代替職員について先行配置を実施しておりま

す。令和6年度は16名を先行配置しております。今後は国の状況等、要望等踏まえながら、人材確保が課題ですので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○宮城委員：51番の米兵による少女暴行事件に関係について、県教育委員会と国や県との連携等に関して教えてください。

○保健体育課長：今回の件に関わらず、児童生徒に関する事案等があれば、通常、県警から県教育委員会に情報提供がされます。また、昨年度の米兵による学校への不法侵入においては、知事部局と連携して抗議を行う等の対応をしており、その他の事件等へも同様に対応しております。

○辻上委員：26番のメンタルヘルスに関することについて、相談体制が強化され、取組の成果も数字として表れていると聞いて大変素晴らしいことと思っています。産業医の関わり方が重要だと思っておりますが、現場での活用状況、相談の実績についてはどのようになっているのでしょうか。

○働き方改革推進課長：教職員が50名以上の学校に設置義務がある産業医は、学校の労務環境の整備において産業医学の視点から専門的な指導助言をする大切な役割を担っています。産業医の主な業務として、衛生委員会での委員からの質問や各々の視点からの助言、職員や管理者からの相談対応、健康診断のチェック等があります。配置された学校から報告を受けた昨年度の産業医の主な業務、活動実績等について、課で算定した数値を説明すると、昨年度の労務管理に関する業務の学校1校あたりの平均値は、年間13.4回、月1回以上、相談業務等を含め対応しています。産業医は開業医や大きな病院の勤務医にお願いしていることを踏まえて、月1回以上というのは県立学校において、学校も産業医も無理なく、活用が安定してできていると考えております。ただし、市町村立学校は、状況が異なり、市町村立学校の産業医の服務監督権者は市町村教育委員会であるため、詳細を把握していません。産業医が専任されているかどうかについて、国の労働安全衛生管理体制の令和5年度の調査では、小学校は、全国が85.3%、沖縄県が45.3%、中学校は、全国が90.6%、沖縄県が48.7%と開きがあります。活用以前に、体制整備に課題があると認識しており、市町村教育委員会と連携して、各々の役割と責任に基づいて、取組が全県的に推進できるよう改善に努めたいと考えております。

○辻上委員：市町村立学校と県立学校では、管轄が違うので、難しいと思いますが、よろしくお願ひします。次に、41番の県立高校推薦入試の取組について、令和7年度入学生から新しい制度になりますが、特色選抜の受検者数、合格者数や内定率等の数値を公表する予定はあるのでしょうか。また、特色選抜の周知をされていると思いますが、現場で対象者数や受検希望者は増加しているのでしょうか。

○県立学校教育課長：学校への説明会においては、新しい入試制度の目玉である特色選抜の出願方法や特徴等を説明しています。Web出願は、新しい出願方法ですので、不安はある

と思いますが、丁寧な説明を進めています。特色選抜の大きな変更点として、今までの各中学の校長の学校推薦の制度から、中学生が自分で、自分の行きたい学校、学びたい内容、教育課程がどの高校にあるかを調べて、保護者や先生の意見を参考にしながら決めることが特徴の制度です。現時点では新しい取組の説明段階であり、希望者数は今後確定します。また、来年3月4日、5日の高校入試の受験者数、合格者数、倍率等について、特色選抜、一般選抜に関して各々公表する予定であり、二次募集等に関しては、これまで通りです。公表の際に、特色選抜の開始による傾向がわかると考えます。

○辻上委員：様々に工夫された多面的な評価、個性の重視等、学校の特色に合った生徒の選抜に向けて、工夫された点が多くみられる新しい入試制度だと思います。これまで以上に、生徒の多様な才能を引き出しながら、適切な進路選択をサポートしていただくことを期待しております。是非よろしくをお願いします。

報告事項2 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果報告

【説明（義務教育課学力向上推進室長）】

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員：先月29日、県教育長が「各学校では児童生徒が求められる資質・能力を着実に身に付けているか確認する必要がある。今回の学テ結果を詳細に分析したうえで、各学校の授業改善などの取組などを支援する。」とのコメントを県内地方紙に出しました。その内容について所管課に関連質問しながら、私の意見も披露したいと思います。まず、調査結果の概要、7ページ、小中学校の平均正答率の表記について、国語においては全国水準を維持しており、昨年度より全国平均正答率との差が0.5ポイント縮まったと簡潔に示されています。この文章を含む小中4教科の表記はともに調査結果を正確かつ適切に表現していると思います。同時に、児童生徒や学校、各教育委員会への配慮も読み取れます。次に8ページ、(3)児童生徒質問調査にかかる三点の考察について、それぞれコメントします。1つ目に、各自のよいところ、将来の夢や目標を持っていますかなどについて、本県の児童生徒が全国よりも高い値を示していることは、自己肯定感や自己実現など高次の資質・能力の視点からも率直に評価する。そして、ICT機器の活用による学習や表現力等、表現力への効果性等に対する肯定的な結果値は、本県のGIGAスクール事業の成果と思われるが、小中学校ともにICT機器の授業への活用度、例えばほぼ毎日使用するなど高いと理解してよろしいですか。承知の通り、情報活用能力、デジタルリテラシーは大事です。よろしくをお願いします。

○義務教育課学力向上推進室長：活用状況は委員のご指摘の通り高い状況にあります。

○大城委員：関連ですが、ICT端末上で出題や解答するなど、学力・学習状況調査について近未来の教育を見据えた改善計画を進めていると伺っております。来年度以降のCBT化の工程はどうなっていますか。承知の通り、学校がこれまで担ってきた実施に伴う負担軽減を期待しております。

○義務教育課学力向上推進室長：コンピューターベースで行う調査のことをC B Tと言い、今回の児童質問調査、学校質問調査はC B Tで行われています。令和7年度は中学校理科が、令和8年度は中学校英語が、C B Tで行われます。令和9年度以降に中学校のC B Tの状況を踏まえて、小学校でも開始する予定です。

○大城委員：最後に3番目の考察ですが、今回調査のほぼ全教科で、授業内容の理解等に関して全国より低い値が示されていることについて、教科指導の在り方の課題がみられるとの御指摘は適切と思います。そのことは所管課が学力施策でこれまで指摘して来た本県と全国の正答率30パーセント未満の差が大きいとの課題とも繋がっています。以上のことから、冒頭で述べた教育長コメントは、的確適切だと理解しております。そこで改めて、誰ひとり取り残されない教育理念のもと、すべての児童生徒を対象にして探究と対話、学習基盤としてのI C T活用等により主体性を育む取組など、これからの社会で求められる力の育成を目指す授業改善に果敢に挑戦していただきたく思います。そこで、今後の取組として学校現場で関連する授業改善の先進的な取組事例があれば、御紹介願います。

○義務教育課学力向上推進室指導主事：I C Tに関する先進的な実践ということで、沖縄市立諸見小学校が、国のリーディングD Xスクールの研究指定モデル校と位置づけられています。当該校では、G I G Aスクール構想によるI C T、一人一台端末を活用することで、児童の主体的な学びを実現させ、これまでの教師主導型の授業ではなく、児童を主語とした個別最適な学びと協働的な学びが一体的に行われており、授業において教師は、学習のサポートや、児童生徒の学習状況を把握しながら個別に指導支援を行う役割を担う新たな実践が行われています。諸見小学校のような教育D Xの実践は、これからの新たな学びが実現でき、児童の学びに向かう意欲がさらに高まっていくことが期待されていると感じております。

○大城委員：最後に、義務教育段階での学びの成果をさらに高校段階で結実させる一貫した授業改善・改革とともに連携・推進していただければと願っています。よろしく願います。

報告事項3 重要無形文化財「八重山上布」の指定及び保持者の認定（各個認定）についての報告

【説明（文化財課文化財班長）】

重要無形文化財「八重山上布」の指定及び保持者の認定（各個認定）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○質疑なし

報告事項4 選定保存技術「屋根瓦製作（琉球瓦）」保持者の認定及び選定保存技術「屋根瓦葺（琉球瓦葺）」保存団体の認定についての報告

【説明（文化財課文化財班長）】

選定保存技術「屋根瓦製作（琉球瓦）」保持者の認定及び選定保存技術「屋根瓦葺（琉球瓦葺）」保存団体の認定について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○小濱委員：八幡さんが作った屋根瓦を使用した建物は県内にあるのですか。

○文化財課文化財班長：今回の選定技術は琉球瓦ということで、文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術として認定されました。これから技術が披露される場所が出て来る可能性はあります。

○大城委員：沖縄は、日本本土とは異なった歴史的背景や独自性のある伝統文化の形態等から日本国内において最もダイナミックなアイデンティティの躍動をみせている地域とする識者がいます。今回の重要無形文化財の指定及び保持者の認定、選定保存技術保持者、保存団体の認定はそのことを思い起こせるような事項と思います。報告の認定保持者はもとより、八重山上布並びに琉球瓦関係者にとって実に嬉しい知らせであると思います。今回の認定等につきましては、両者とも地域由来の自然物の活用及び卓越した技と熱意並びに後進の育成等の取組が、国の指定、認定へと繋がったと思っております。そこで、特に染色については、関係学科を有する高校関係者としてデジタルネイティブと称される現高校生に対し、八重山地域の自然の恵みと人間の技の結晶で育まれた八重山上布が、歴史上または芸術上価値の高い我が国の宝である文化財に指定されたという認識を促すことは大事だと思っております。また、今回の指定等にあわせて、これまでに認定された、いくつかの県関係の重要無形文化財についても、学校への紹介、広報の工夫等をご検討いただければと思っております。いかがでしょうか。

○文化財課文化財班長：これまでの国指定、県指定、市町村指定等の貴重な文化財に関しては、文化財課で「みんなの文化財図鑑」として分野ごとの本を製作し、小中高等学校の図書館等に配布しています。製作にとっても時間がかかるものでして、令和3年に最新版が発行されており、平成29年度から令和3年にかけてまとめたものでございます。今回のような文化財の指定に関しては、文化財課で毎年作成している文化財要覧に掲載しており、その情報を沖縄県教育委員会のホームページでも周知しています。また、児童生徒たちを対象に図画作品コンクールと題して、県、国、市町村の指定された文化財に関する図画作品の応募を、周知する意味も含めて取り組んでいます。新しく指定された文化財を含めて年度事業でまとめるものもあれば、各年で紹介する形を取りながら、これまで指定された文化財、また、今後指定される文化財に関して、各学校等に周知活動を行いたいと考えております。その際は、保存会、保持者、市町村教育委員会、他部局とも、連携して取り組みたいと考えております。

(6) 議案審議

議案第1号 学校職員の人事について（非公開）

議案第2号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他
特になし

(8) 閉会
半嶺教育長が閉会を宣言した。